

HEART COMMUNICATION

2024
春号



本年1月の能登半島地震による被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

日ごとに暖かくなってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

先月までの確定申告に際しましては、早期資料準備など積極的にご協力をいただきまして誠に有難うございました。お陰様を持ちまして無事に全件申告を終えることができました。

令和5年分確定申告につきましては、昨年10月からのインボイス制度導入に伴い、従前と異なり、記帳方法や確認などで大変な手数がかったことと存じます。これほど複雑で厄介な制度体系でいいのかと思いますが、現状は制度導入初期ということもあり、税務調査においても厳しい指摘はしないと税務当局も申しております。しかし、今後の記帳については徐々に調査対象も厳しくなっております。日々の記帳に関してはくれぐれもご留意いただき、不明点がございましたらお気軽に担当者までお問い合わせください。

4月からの新年度では、昨年末に閣議決定されました令和6年度税制改正を反映した内容となります。定額減税をはじめ、賃上げ税制のさらなる拡充、飲食交際費を1人5,000円から10,000円に増額と、可処分所得の増加、採用困難な世相への対応と消費を喚起する対策が取られています。

インボイス制度にはじまり電子帳簿保存法、時間外労働時間の制限など、事業を取り巻く環境が目まぐるしく変化しています。金融情勢も不確実であります。年度後半からは金利が上昇するとの予測も多く聞かれます。流れを注視し、値上げ交渉や利益率の改善など取り組む必要がありそうです。

引き続き、皆様のサポートを行ってまいりますので、何卒ご厚情のほどよろしくお願い申し上げます。

令和6年4月

高田総合会計事務所 所長 高田直浩

新入社員を紹介します

今田知花 令和5年11月入社

✽岐阜県高山市出身

✽会計事務所での仕事は未経験ですが、日進月歩の気持ちを忘れずに日々学びながら成長していきたいと思っております。

早く仕事を覚えて皆様のお力になれるよう精進いたします。

✽趣味はにわかですが観劇です。



電話等に対応させていただくこともあると思いますので、その際はよろしくお願い致します。

電子帳簿保存法についておさらい……

令和6年1月1日からついに電子帳簿保存法（以下、電帳法）が施行されました。施行から3ヶ月が経過しましたが、同法に対する理解が進んでいるとは言い難い状況です。そこで、この電帳法について、改めて根幹となる部分をお伝えいたします。それは……、

- ★紙ベースの保存を全面的に禁止するものではないですよ！
- ★電子取引データの保存に関するルールを定めたものですよ！

この2点に集約されます。

現在放送中のCM等では「紙ベースでの保存」が一切禁止かのようにうたっているものもありますが、それは違います。

紙で出された請求書等については、従来通り紙ベースでの保存で問題はありません。

それを PDF データ等で収受した際には「電帳法に定められたルールに則って保存して下さいね」というものです。

そのルールとは、次の4つです。

保存のためのシステムのマニュアルや手順書が備え付けられている。

ディスプレイやプリンタ、アプリ等が用意され、随時データを確認できる。

日付や取引金額、取引先を検索できるようになっている。

データの改ざん防止のための措置がとられている。



これらは、弊社事務所通信の前年秋号に掲載しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

なお、上記の4つのルールを遵守するためには、専用のシステム導入が不可欠であると考えられます。しかし、そうしたシステムの導入は容易な事ではありません。

そのため、この電帳法には「猶予措置」が設けられています。その「猶予措置」と受ける要件は、以下の2点です。

- ★保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存できなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認めるとき（事前申請等は不要）
- ★税務調査等の際、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

なお、電子取引データについては改ざん防止や検索機能など、保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要です。単なる保存で差し支えないと、国税庁公表の資料に明記されています。

事業者の皆様におかれましては、テレビCM等の過剰な表現に惑わされず、「猶予措置」が存在する事を念頭に資料保存を行って下さい。

しかし、いずれは紙保存が不可となる時代が来るとも推測されますので、「猶予措置」が存在する間に少しずつでもデータ保存システムの導入をご検討頂ければ幸いです。



令和6年度税制の目玉の1つである、「定額減税」について簡単に説明するぞい。
あくまで要点の説明なので、詳細は国税庁の「定額減税特設サイト」で確認するんじゃぞ。



国税庁定額減税特設サイト

(1) 定額減税の対象者は…?

→令和6年分の所得税に係る合計所得が1,805万円以下である人が対象となります。

(2) 定額減税の減税額について

→①本人…30,000円

②同一生計配偶者と扶養親族…30,000円

同一生計配偶者と扶養親族のカウントがポイントです。いずれも居住者である事が大前提であり、その内容は下記の通りです。

※同一生計配偶者は、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下(給与収入だけなら年収103万円以下)の人の事です。

そして、所得者の合計所得金額が900万円以上の場合も含まれます。

※扶養親族には、所得税法上扶養控除の対象とならない16歳未満の人も含めます。

(例) 合計所得30万円の配偶者及び15歳の子(中学生)をもつ人の定額減税額

定額減税額: 本人 30,000円 + (30,000円 × 扶養家族 2人) = 90,000円

(3) 定額減税の実施

→給与所得者に対する定額減税は、源泉徴収事務と合わせて行われます。

(月次減税事務と年調減税事務といいます)

月次減税事務は、源泉徴収義務者である給与支払者側で行います。...



令和6年1~5月	令和6年6月~	定額減税額の 全額控除後	年末調整時
この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収	【月次減税事務】 令和6年6月以後の給与等に対する源泉徴収額から定額減税額を控除	この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収	【年調減税事務】 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算

(4) ふるさと納税への影響

→税理論上、ふるさと納税への影響は無いとされています。

これは、「令和6年度税制改正の大綱」(地方税)において、定額減税額の計算の基礎となる住民税所得割額は、<ふるさと納税に係る特別控除前の金額とする>と明記されているからです。したがって、ふるさと納税のシミュレーションは定額減税を考慮せず、通常通り行って頂く事となります。

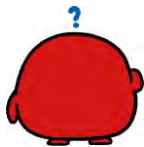
扶養親族の確認、定額減税を盛り込んだ源泉所得税の計算、納付書の記載など、押さえるべきポイントが多いため、お客様におかれましては担当者としっかり事前に打ち合わせを行って頂き、来る定額減税実施に備えて下さい。

会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん!

Q&A

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されて、早や半年が経過しました。

事業者の皆様におかれましては、すでに制度に則った形での消費税の申告を行われた方もおられ、当該制度に対する理解が進んできた印象を受けますが、改めて、制度導入から現時点までにお客様から寄せられたインボイス関連の質問にお答えします。



契約書はインボイスを追加した形で、改めて巻き直さないといかんのかなのう？

賃貸契約書等については、登録番号や税率といった当初契約書に記載されていない事項を「通知文書」等で補完する事が可能です！

文書の形式等については、担当者へお気軽にお問い合わせ下さい。



売上が値引いたら、返還インボイスというものを発行する必要があるって本当じゃろうか？

売上について返品、値引き、割戻し等があった場合には、**適格返還請求書(返還インボイス)**を発行しなければなりません。

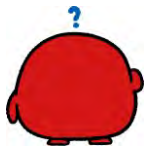
ただし、その金額が税込み1万円未満である場合には発行不要です。

これによって、実質値引きである振込手数料の相殺に関して、返還インボイスの発行が不要となります。(国税庁:インボイス制度に関するQ&A【問27】参照)

なお、返還インボイスの形式等については、国税庁公表のインボイスQ&Aでご確認下さい。



インボイス制度に関するQ&A



取引相手が適格請求書発行事業者かどうかかわからんのじゃが……。

相手が法人の場合なら、インボイス登録番号は一律で「T+法人番号」と決まっているので、国税庁の「[法人番号公表サイト](#)」で検索が可能です。

ただし個人の場合は検索ができませんので、個別に確認していただく必要があります。



国税庁法人番号公表サイト



消費税の計算では「2割特例」が一番お得になるのかなのう？

「2割特例」が適用される方々については、ほぼこの計算が最も有利になると思われます。

ただし、簡易課税を選択する事を条件として卸売業(第一種)の方、課税期間中に多額に上る経費や設備投資の支払い(課税仕入れ)があった方については、「2割特例」が有利になるとはいえません。

消費税の計算上での有利不利判定については、担当者にお問い合わせください。

続! キャッシュフロー計算書



前回の事務所通信新春号において、キャッシュフロー計算書の紹介と「黒字決算なのに手元キャッシュが減っている」という事象について説明させて頂きました。

今回は逆に「赤字決算なのに手元キャッシュが増えている」という事象について、キャッシュフロー計算書を用いて考えてみたいと思います。

※前回同様、法人税と消費税を除いた端的な例で紹介します。

【B社の貸借対照表】

<借方>			<貸方>		
	期首	期末		期首	期末
預貯金	10,000,000	20,000,000	買掛金	10,000,000	7,000,000
売掛金	20,000,000	15,000,000	借入金	10,000,000	20,000,000
車両運搬具	10,000,000	5,000,000	資本金	10,000,000	10,000,000
			繰越利益剰余金	10,000,000	3,000,000

【B社の損益計算書】

売上	15,000,000
仕入	7,000,000
諸経費	10,000,000
減価償却費	5,000,000
当期純損失	-7,000,000

【B社のキャッシュフロー計算書】

当期純損失	-7,000,000
売掛金の増減	5,000,000
買掛金の増減	-3,000,000
減価償却費	5,000,000
借入金の増減	10,000,000
キャッシュフロー	10,000,000
期首現預金	10,000,000
期末現預金	20,000,000

上記のキャッシュフロー計算書から読み取れるのは、下記の項目です。



☆売掛金については、前期分の回収が確実にできたが、買掛金の支払いもあり、営業ベースではキャッシュの増加は心もとない。
☆減価償却費はキャッシュアウトしない経費なので、カウントしない。そして追加融資によるキャッシュインがあったため、現預金が増加した。

よって、赤字決算であっても手元キャッシュが増えているという事象が生じるのですが、これは減価償却費と追加融資が主たる要因であった=本業ベースでのキャッシュ増加ではないということ、キャッシュフロー計算書で把握する必要があります。

いかがでしょうか。

2回にわたってキャッシュフロー計算書について紹介させていただきました。

経営成績が手元現預金残高に直結しない場合はままありますので、「キャッシュフロー」という概念を意識していただくきっかけになれば幸いです。

【コラム】上賀茂神社に参拝しました！

2月3日（土）に、所員一同で上賀茂神社へ節分の参拝へ行ってきました。

旧暦で数えると、立春からその次の立春までが1年と考えられており、その前日である節分の日、まさに季節が変わる節目となります。

この節目の日に行う上賀茂神社参拝は、高田総合会計事務所の恒例行事で、お客様の繁栄と所員の健康等を祈念し、神職の方にご祈祷いただいています。

当日は、境内で節分手作り市が行われるなど賑やかな雰囲気、所員も神馬と触れ合ったりおみくじを引いたり、しばしゆったりとした時間を過ごさせていただきました。



《税務アナウンス》

令和6年5月から、対象者について税務署からの納付書の事前送付が行われなくなります。

【納付書の事前送付が行われない対象の方】

Oe-Taxにより申告書を提出されている法人の方

Oe-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方

Oe-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方

○納付書を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方

- ・ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- ・振替納税
- ・インターネットバンキング等による納付
- ・クレジットカード納付
- ・スマホアプリ納付
- ・コンビニ納付(QRコード)



※現在、e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など、納付書を必要とされる方に対しては引き続き納付書が送付される予定ですが、今一度上記を確認いただき、ご留意いただきますようお願いいたします。